

三次市教育委員会議案第 27 号

三次市文化財業務指導専門員の任命について

三次市文化財業務指導専門員設置要綱（平成 27 年教育委員会告示第 4 号）第 4 条の規定により，別紙の者を三次市文化財業務指導専門員に任命することについて，議決を求める。

平成 29 年 3 月 24 日提出

三次市教育委員会教育長 松 村 智 由